

高知市テレワーク導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者におけるICT（情報通信技術）の活用促進や人材確保力向上を図るため、テレワーク環境を整備しようとする中小企業者に対して、高知市テレワーク導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 事業所 物やサービスの生産又は提供が事業として行われている個々の場所をいう。
- (3) テレワーク ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、次に掲げる勤務形態をいう。
 - ア 自宅で働く勤務形態である在宅勤務
 - イ 移動中や出先で働く勤務形態であるモバイル勤務
 - ウ 本拠地以外の施設で働く勤務形態であるサテライトオフィス勤務

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業者であること。
 - (2) 本市に事業所を有し、当事業所におけるテレワーク環境を整備すること。
 - (3) 常時使用する従業員（個人事業主本人及び同居の親族従業員は除く。）が1名以上いること。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (2) 本市の市税の納税義務者である場合にあつては、それを滞納しているとき。
 - (3) 過去に補助金の交付を受けているとき。
 - (4) 他の機関又は制度において重複する内容の補助を受けているとき。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、テレワークを導入する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 機器、ソフトウェア等の購入費
- (2) 機器等のレンタルに要する費用
- (3) ソフトウェア等の使用料
- (4) システムの構築等の委託に要する費用
- (5) その他市長が適当と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は30万円のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更承認等）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額を伴う補助事業の変更をするとき
- (2) 補助事業の中止又は廃止をするとき
- (3) 市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助事業の完了後の状況の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の完了した日から市長が別に定める期間が経過したときは、速やかに、当該完了後のテレワークの実施の状況について、所定の補助事業完了後状況報告書により、市長に報告しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(財産処分制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(調査等)

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。